平成２３年（フ）第１９０号
和歌山市杭ノ瀬125番地の15
債務者　嵜濵　　明
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１９１号
和歌山市杭ノ瀬125番地の15
債務者　嵜濵安伊子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１９５号
和歌山市有本298番地の７
債務者　鳥飼　容子（旧姓寶田）
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１９６号
和歌山市北中島１丁目６番８号
債務者　福田小枝子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２０５号
和歌山市湊御殿１丁目４番地の３
債務者　宮井　俊幸
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２０７号
和歌山市西庄375番地の５
債務者　井谷　圭策
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２０８号
和歌山市美園町４丁目30番地の７　メゾンド和歌山602号
債務者　ラーダー里子（旧姓井谷）
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２１１号
和歌山市中之島947番地の11
債務者　瀧　　総輔
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２１２号
和歌山市栄谷271番地
債務者　西野　恵理
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２１９号
和歌山市六十谷213番地の４　２Ｆ奥
債務者　澤田永一郎
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２２２号
和歌山県海南市阪井1774番地４
債務者　吉永五十麿
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第９１号
北海道白糠郡白糠町東２条南３丁目４番地１
債務者　井出　晴香
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第９７号
釧路市愛国東１丁目24番６号
債務者　川倉　勝利
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１０２号
釧路市寿１丁目７番1401号
債務者　三舛　和志
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１０３号
北海道白糠郡白糠町西庶路東１条北１丁目３番地11
債務者　高浪　秀樹
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１２８号
釧路市桜ケ岡７丁目11番８号―６
債務者　小林　圭一
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第５７号
栃木県小山市城東７丁目２番１号　ガーデンハイツ城東211号
債務者　鈴木　健三
1　決定年月日時　平成23年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午前11時
宇都宮地方裁判所栃木支部